

議案第16号

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例（平成23年板橋区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「公益財団法人板橋区体育協会」を「公益財団法人板橋区スポーツ協会」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

派遣先団体の名称を変更する必要がある。